

2020年度 運輸安全報告書



しづてつジャストライン株式会社

本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針 P.3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況 P.4~6
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数) P.7
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統 P.8
5. 輸送の安全に関する重点施策 P.9
6. 輸送の安全に関する計画 P.10~11
7. 輸送の安全に関する実績 P.12~21
8. 輸送の安全に関する教育の計画 P.22~24
9. 輸送の安全に関する内部監査結果 P.25
10. 安全管理規程、安全統括管理者 P.26~28
11. 事故、災害等に関する報告連絡体制 P.29
12. その他 P.30~31

1.

輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

スローガン

一.我々は、

お客様が安心して乗車できるよう
「健康管理」「運転技能の向上」「規則の遵守」に努め
安全輸送を確立します。

二.我々は、

お客様が移動中の時間をより快適に過ごしていただくための
ソフト・ハード面のサービスを充実させます。

三.我々は、

お客様が目的地までスムーズに移動できるよう
利便性を追求します。

2.

輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

1 2020年度 事故防止目標・年間事故件数

●目標および件数

目標	発生件数
重大事故の撲滅	0件

●基本方針

(1) 「重大事故撲滅5項目」を事故防止策の軸とし実施精度を向上させる

- 1 発車の操作
- 2 交差点での操作
- 3 横断歩道での操作
- 4 車間距離の操作
- 5 危険を予知した時の操作

(2) 「運転業務作業標準」による指導を統一し運転技能及び安全意識を高める

(3) 「安全運転訓練車」を活用し個々の安全意識を高める

2 全社および各営業所別事故防止目標

	上期	下期
全社	車内事故の撲滅	車内事故の撲滅

営業所名	上期	下期
西久保	車内事故の撲滅	車内事故の撲滅
鳥坂	発車時の事故撲滅	発車時の事故撲滅
小鹿	車内事故の撲滅	車内事故の撲滅
丸子	車内事故の撲滅	車内事故の撲滅
唐瀬	自転車との事故撲滅	交差点での事故撲滅
岡部	車内事故の撲滅	後退時の事故撲滅
相良	発車時の事故防止	発車時の事故撲滅
浜岡	後退時の事故撲滅	車内事故の撲滅

3 安全に関する外部表彰実績

●団体表彰実績

(1) 第63回静岡県バス協会 交通安全コンクール

表彰名
優良事業者自動車業団体部門 静岡県交通安全対策協議会会長表彰



(2) 第57回静岡県自動車連合会 安全運転コンクール

表彰名	営業所名
静岡県警察本部長 静岡県自動車連合会会长連名表彰	相良営業所、鳥坂営業所
中部運輸局静岡運輸支局長 静岡県自動車連合会会长連名表彰	岡部営業所
静岡県自動車連合会会长連名表彰	小鹿営業所
一般社団法人 静岡県バス協会会长表彰	西久保営業所、丸子営業所、唐瀬営業所、浜岡営業所

●個人表彰実績

表彰名	該当者
国土交通省 令和2年度:自動車関係功労永年勤続バス運転者／大臣表彰	1名
国土交通省中部運輸局 令和2年度:自動車関係功労永年勤続バス運転者／局長表彰	2名
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 令和2年度:自動車関係功労永年勤続バス運転者／支局長表彰	7名
公益社団法人日本バス協会 令和2年度:優良勤続バス運転者／日本バス協会長表彰	6名
一般社団法人静岡県バス協会 令和2年度:永年勤続バス運転者／静岡県バス協会会长表彰	8名
静岡県高速道路交通安全協議会 令和2年度:優良運転者／隊長・会長連名表彰	4名
静岡県高速道路交通安全協議会 令和2年度:優良運転者／会長表彰	6名
静岡県高速道路交通安全協議会 令和2年度:優良運転者／中部支部長表彰	6名

4 地域への社会貢献活動

●交通安全教室

(1) 各地域の小学校を中心に交通安全教室を年間50回実施

バスの乗降時、バス前後の横断の危険性やバス運転席からの死角、内輪差を体感



5 交通安全啓発運動

(1) 警察庁主催

- ・春の全国交通安全運動(4月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)

(2) 静岡県交通安全対策協議会主催

- ・夏の交通安全県民運動(7月)
- ・冬の交通安全県民運動(12月)

(3) 中部運輸局静岡運輸支局主催

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検(12~1月)

(4) 静岡県バス協会主催

- ・静岡県バス事業安全運転コンクール(4~6月)
- ・車内事故防止キャンペーン(7月)

※上記期間中は街頭広報の実施およびリボンの着用を実施。また、車両へはマグネットを取付けて啓蒙。

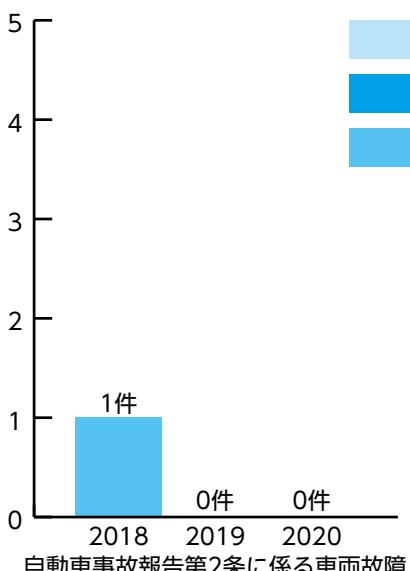
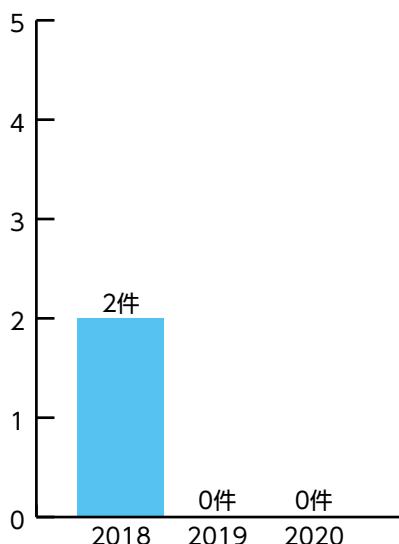


3.

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2020年度における自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、次のとおりであります。

2020年度	
事故	0件
車両故障	0件



※上記件数は弊社に責任のない事故件数も含みます。

【参考】自動車事故報告規則第2条(抜粋)

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

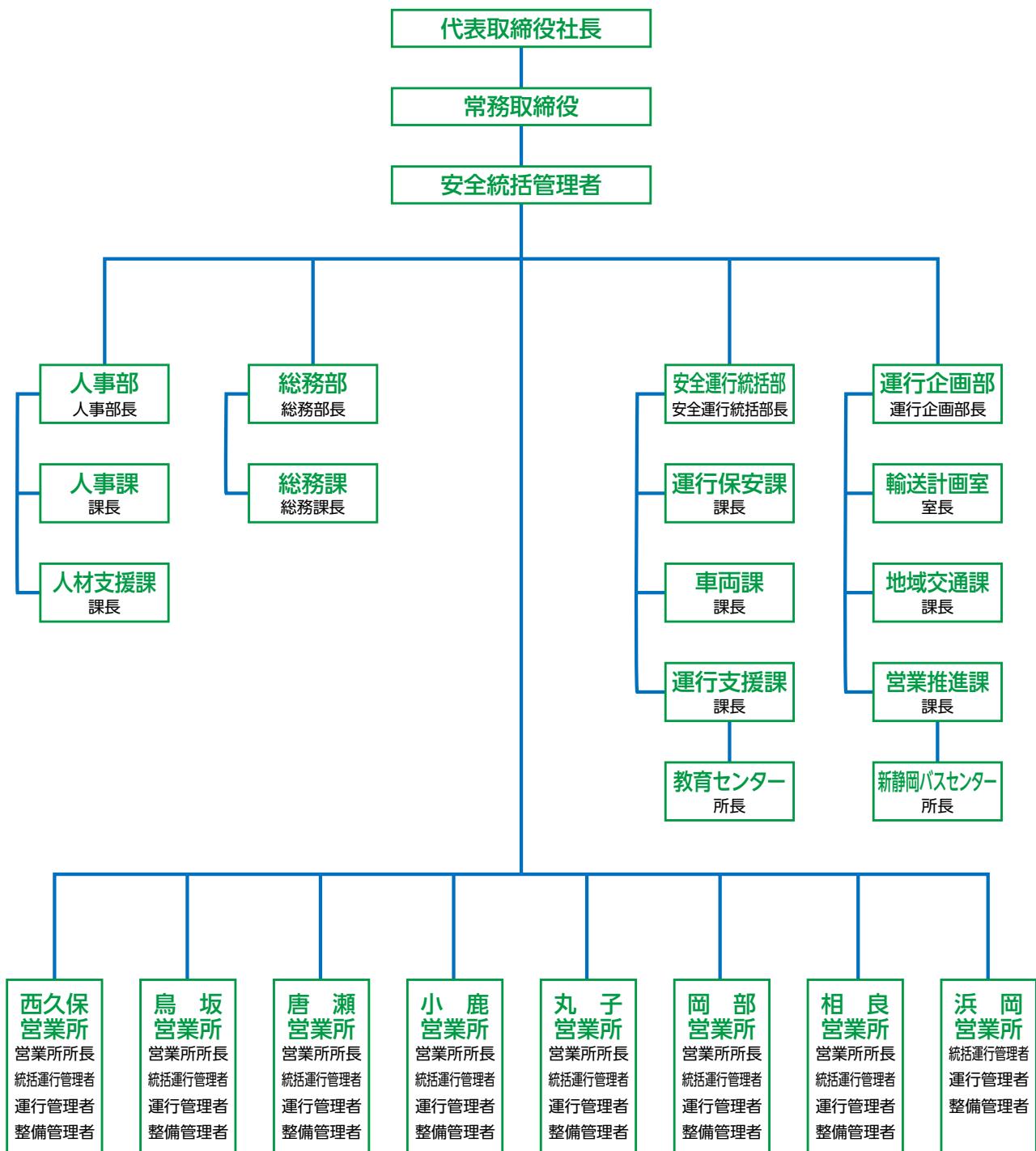
1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注1)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物・火薬類等)
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの(故障によるものに限る)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

注1:14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

注2:11日以上治療を要する傷害

4.

輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統



5.

輸送の安全に関する重点施策

●輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定め実施してまいりました。

- (1) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (2) 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- (3) 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

※具体的な実施内容につきましては、下記をご参考下さい。

6. 輸送の安全に関する計画(P.10~11)
7. 輸送の安全に関する実績(P.12~21)
8. 輸送の安全に関する教育の計画(P.22~24)

6.

輸送の安全に関する計画

重点施策に則って、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりあります。

1 経営トップによる職場巡視(毎月1回程度)

毎月1回各営業所へ訪問し、現場部門での問題点等を共有

2 安全統括管理者による職場巡視(毎月1回程度)

毎月1回各営業所へ訪問し、現場部門での問題点等を共有

3 会議体の開催実績

- (1) 経営連絡会議 年12回
- (2) 営業所長会議 年12回
- (3) 本部事故防止委員会 年12回
- (4) 支部事故防止委員会 各営業所月1回程度
- (5) 運行管理者会議 年4回
- (6) 統括運行管理者会議 年2回
- (7) 整備管理者会議 年12回
- (8) 静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会 年1回



経営トップによる営業所巡視



本部事故防止委員会

4 監査

- (1) 乗務監査 隨時
(2) 街頭監査 月1回程度
(3) 出勤監査 年12回

5 研修

※ 8. 輸送の安全に関する教育および研修計画(P.22~24)にて記載させていただきます。

6 訓練

地震・津波発生時の防災訓練 年3回

(1) お客様案内訓練

地震発生時は、緊急地震速報がバス全車両に搭載された無線機へ自動的に送信されます。

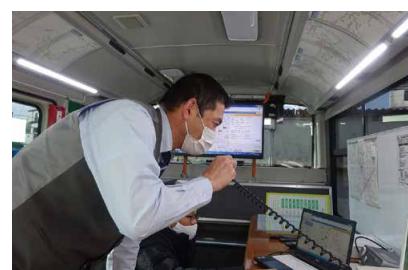


相良営業所 消火訓練

(2) 消火器・発電機訓練(本社および営業所)

(3) 安否確認

安否確認システムによるメール一斉送信を行い、安否確認と被災状況を把握します。



停電時を想定した訓練一号車発電機を用いての発報訓練

(4) 緊急時対応訓練

非常扉の開閉、
発煙筒等の位置確認

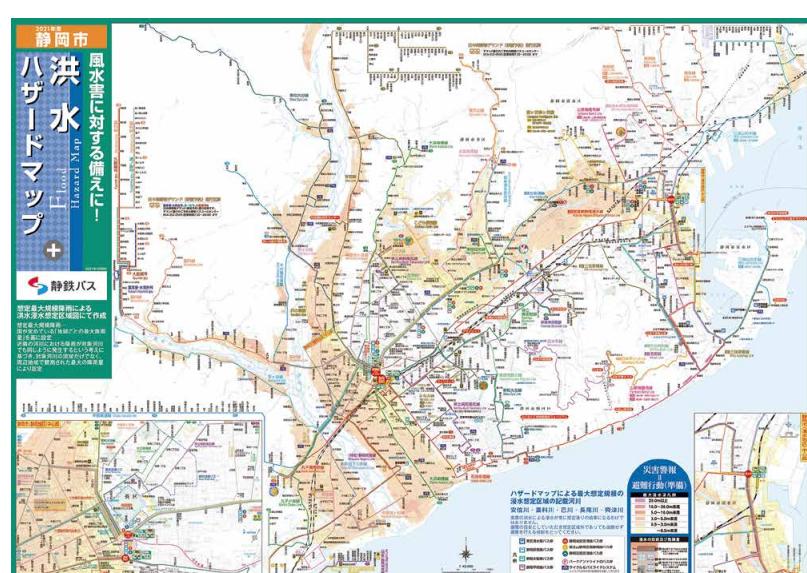
(5) 安全訓練車1号車を使用した安否確認訓練(新規)

営業所への電力供給が断たれた状況を想定し、安全運転訓練車1号車を派遣後、訓練車搭載の発電機による電力確保及び、訓練車から運行中車両への状況確認発報訓練。

(6) 運転中車両に対しての被害状況確認無線報告訓練

(7) 洪水ハザードマップの作成

運行路線図と重ねた浸水予想図の作成(新規)
静岡地区居住者へ配布



洪水ハザードマップ▶

7.

輸送の安全に関する実績

1 実績額

2020年度の輸送の安全に関する主な実績は、次のとおりであります。

（単位：千円）

項目	実績額	内 容
教育・研修費	2,983	◆外部訓練(中央研修所 他) ◆資格取得費用(運行管理者・危険物)他
健康管理費	13,323	◆スペシャルドック(人間ドック+脳ドック) 40歳以上の乗務員に5年毎に実施 97名 ◆脳ドック 都市間高速線新規登用乗務員へ実施 2名 ◆インフルエンザ予防接種 全従業員 ◆睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査 543名
設備投資	1,581,942	◆新型車両導入 3台 ◆無線機更新 ◆相良営業所の移転及び建設費用 ◆新教育センター移転用地費用 ◆安全運転訓練車2号車の導入 他
その他	20,654	◆運転記録証明書(SDカード) ◆ドライバーズコンテスト開催費 ◆安全カード・事故防止啓蒙ポスター ◆新型コロナウイルス感染防止対策費 他 ·運転席飛沫感染防止シート ·ウインドバイザー ·光触媒コーティング ·フェイスガード ·車内消毒液
実績額合計	1,618,902	

※人件費および法令で定められた定期健康診断等の費用は含まれておりません。

※車両修繕費は含まれておりません。

2 安全対策及び災害対策の充実

●安全運転訓練車2号車の導入(新規)

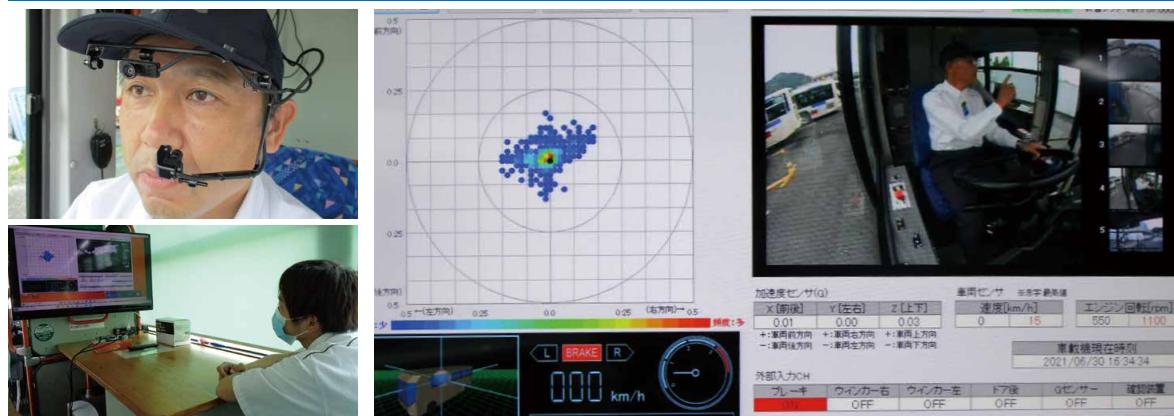
最新の計測・分析装置・安全確認装置を搭載。
運転技術を見る化し、安全運転の向上に。



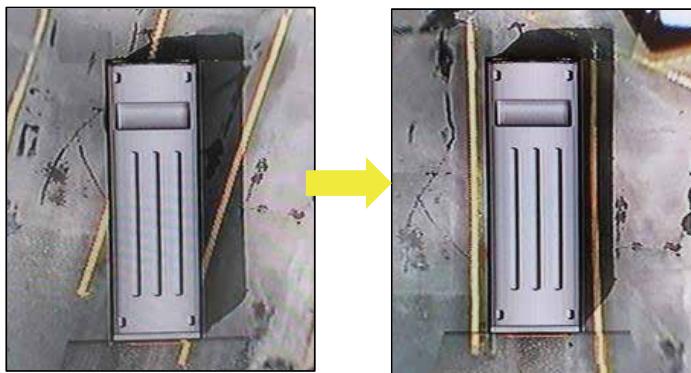
安全運転訓練車は、安全確認行動の向上、運転技術の向上を目指し導入しました。「安全確認行動」「運転技能」における癖(問題点)を表示・数値化する事により乗務員自らが自分自身の癖(問題点)を把握出来ることで理解度が高まります。また、指導においても説得力の高い指導が可能となります。

目的	搭載装置	指導内容・機能
安全確認行動 の向上	視点計測	歩行者・各ミラーに注意を払っているかを確認 アイマークレコーダー
	安全確認装置	車内の乗客、車外の障害物に見立てた機器での確認 ・前方バンパー・左右側面 LED ・前方死角確認用可動プレート ・車内立ち客確認用マネキン ・後ステップ確認用可動プレート
運転技能 の向上	映像収録	運転姿勢・ハンドル操作・乗降扉操作の適切な使用確認 ・カメラ : ドライブレコーダー サラウンドアイ 車内外死角確認用カメラ ・カメラ数 : ドラレコ(4)+アイマーク(1) サラウンドアイ(4) 車内死角(2) 車外死角(2)
	動揺計測	発進・停止・右左折時の揺れを加速度センサーで計測
燃費の向上	走行データ計測	エンジン回転数・走行速度の計測・ブレーキ・ワインカー
	燃料消費体感装置	燃料消費量・燃費を計測
災害対策	大型ディーゼル発電機	100V出力、200V出力コンセント(100V外部給電にも対応)
	無線機	業務用無線、IP無線、MCA無線
	バスロケーションシステム	バスの位置・運行情報取得

視点計測・映像収録・動揺計測・走行データ計測(運転データリアルタイム表示)



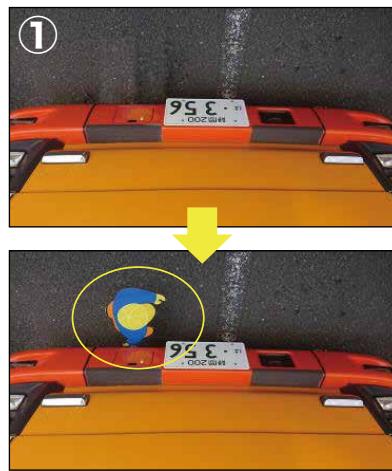
全方位確認カメラ(サラウンドアイ)



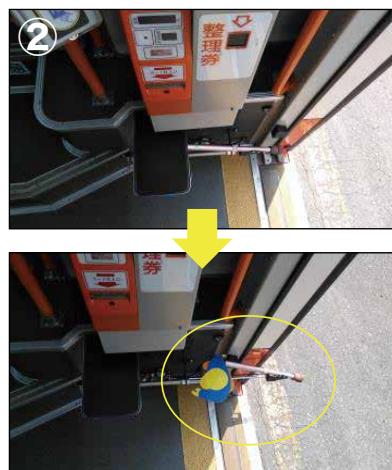
サラウンドアイで車両上方からの視点で車両特性(車両の動き方)を理解します。駐車スペースに対し車体がどのような状態になっているのか、どのように操作すればよいのかを具体的に理解できます。



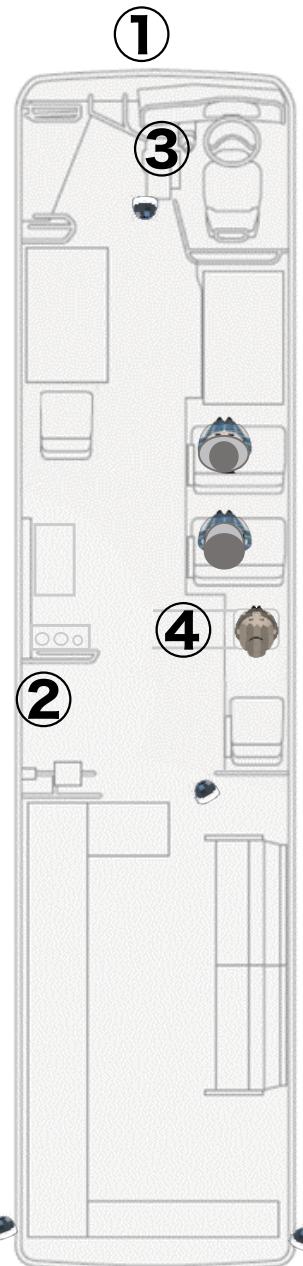
安全確認装置



前バンパーや下から子供に見立てたプレートを出し車両前方の死角の安全確認をしっかりと行っているかを確認。



後扉ステップに乗車客に見立てたプレートを出し扉操作時に後扉付近の安全確認をしっかりと行っているかを確認。



車内ミラーでは確認することができない車内の死角を天井2箇所に設置した車内カメラで上方からの視点で確認。バックミラーだけでは確認出来ない車外の車両側方の死角を車両後方2か所に設置したカメラにより確認。

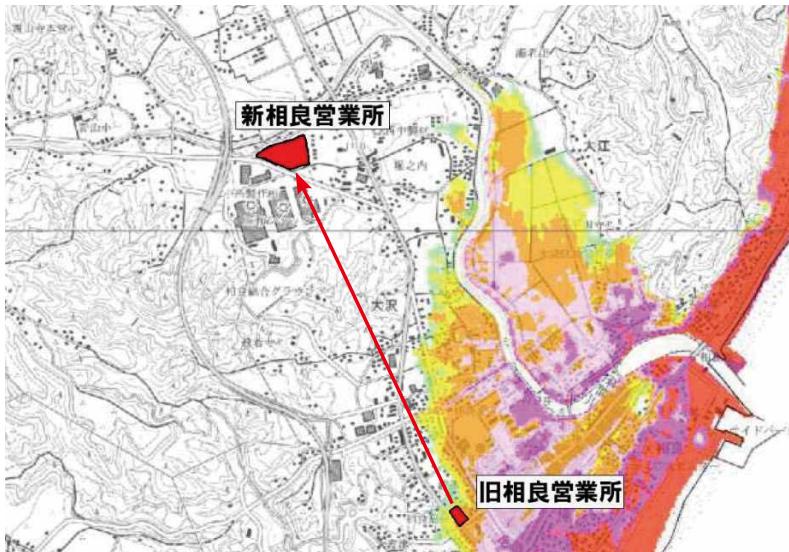


発停時及び走行中に車内安全確認をしっかりと行っているか、発停時のG値が基準値内であるかを乗客に見立てたマネキンにより体感で確認。

●津波浸水想定エリアからの営業所の移転

- ①相良営業所の営業所移転計画を内陸部に移転させることにより、津波被害の軽減を図りました。
- ②バス駐車区画割の拡張(横幅3.5m、奥行13m)を行い地震発生時の揺れによる車両損害回避を行いました。

相良営業所



バス駐車区画割の拡張
駐車場:バス60台(乗合及び貸切)、自家用車84台

●相良営業所の機能

相良営業所には、最新式のIT点呼機器、バスロケーションシステム等の安全運行管理機器に加え、男女別仮眠室、シャワールーム、AED装置を完備する他、独身寮を併設しております。整備工場は指定工場に認定されております。



IT点呼機器



バスロケーションシステム



独身寮



整備工場(車検作業)

●IT点呼(点呼支援システム)の導入

点呼業務にIT機器を連携させることで確実で厳正な運行管理が可能なIT点呼(点呼支援システム)を8営業所中、6営業所に導入しています。今後も各営業所に順次導入していきます。

●IT点呼(点呼支援システム)の実施内容

出退勤状況の確認

未出勤、未点呼者を画面で明確化する事で点呼漏れを防止。また、大型モニターで未点呼者を表示する事により、運転士に点呼状況を共有し、ミスを防ぎます。またTV電話と併用する事で、離設車庫での点呼業務にも対応しています。なお、点呼時刻(始業・中間・終業)が近づいた未点呼者に対して画面と音声による警告を行う事でヒューマンエラーによる見落としを防止します。

3月14日(火) 10時46分19秒											
出発	状況	車番	ダイヤ	出勤終業	名前	ALC	健康管理	鍵	金庫	点呼	
西久保	出勤	1234	A01	10:43	静岡太郎	10:37	10:44				
西久保	出勤	2345	B02	10:50	駿河次郎	あと4分					
折戸	出勤	3456	C01	10:55	清水良子	あと9分					
西久保	中間	1234	A01	12:00	静岡太郎		-	-	-		
西久保	中間	2345	B02	13:00	駿河次郎		-	-	-		
水族館	中間	3456	C01	14:00	清水良子		-	-	-		
西久保	終業	2345	B02	18:00	駿河次郎		-				
折戸	終業	3456	C01	20:00	清水良子		-				

大型モニター

厳正な点呼

静脈認証を用いて個人認証を行う事により、確実で厳正な点呼が行えます。



静脈認証装置



点呼者用画面表示

運転士が点呼時に静脈認証を用いて個人認証を行い、各種検査結果を点呼用画面に表示。また点呼も静脈認証を行う事で、点呼簿への記入・捺印等の手間が省けます。(最大5人まで点呼可能)



アルコール検知器



免許証リーダー▶

検査結果表示▲

アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。

健康・睡眠状態の確認

国土交通省で作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づいた、タブレットによる問診・体温測定・血圧測定(対象者のみ)を実施しています。また、日々測定した体温・血圧データを蓄積し平均数値より差が出た際にも点呼執行者へ通知することで、日々の運転士の健康睡眠状態を客観的に確認、「健康起因による事故」を防止します。

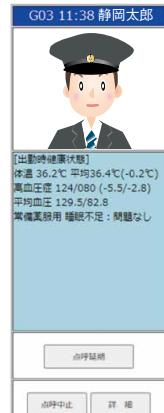


機器一式



▲体温測定(非接触型)

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に沿った問診



点呼執行者への表示イメージ

セキュリティの強化

車両の鍵と金庫については、各保管場所に設置したICリーダーに運転士が所持しているICカードと鍵・金庫に装着しているICチップを読み込ませる事で、持ち出し・返却管理を行い、セキュリティの強化を図ります。



ICカード・ICリーダー



ICタグ(鍵)



金庫リーダー

通信の確保

IP無線機、MCA無線機、一般業務用無線機を各営業所に設置

一般路線バスには、一般業務用無線機とIP無線機

都市間高速線バスには、IP無線機とMCA無線機を搭載し災害時の通信確保に努めています

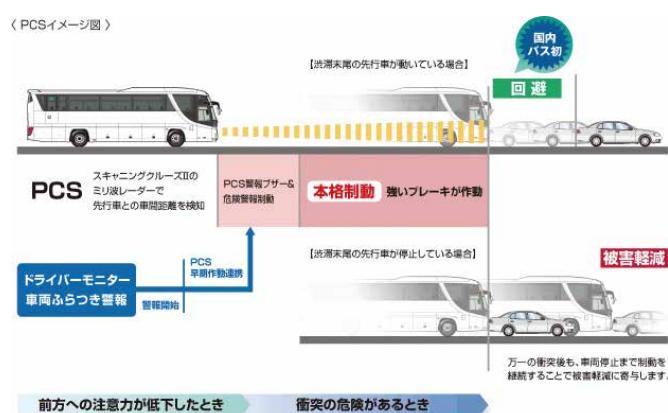
●最新の安全技術を搭載した車両(ASV)の導入

日々の安全な運行をサポートする機能が搭載された車両を積極的に導入しています。最新の安全技術の内容は次のとおりです。



(1) 衝突被害軽減ブレーキシステム(PCS)

衝突時の速度を抑え、衝突被害の軽減に寄与するシステムです。走行中、ミリ波レーダーが常に前方を検知・分析。万一追突の恐れがある場合に警報やブレーキ作動で注意を促し、追突の可能性が高くなるとより強力なブレーキが作動します。高速道路走行車両で42台導入しています。



(2) 車両安定制御システム(VSC)

カーブを曲がる時に起こる横滑りを抑え、車両を安定させるシステムです。車両の横滑りセンサーが検知すると各タイヤに自動的にブレーキをかけたり、エンジンパワーを制御し車両を安定させます。高速道路走行車両で33台導入しています。

〈VSC装着車と非装着車の比較／イメージ図〉



(3) ドライバーモニター

画像センサーを用いて走行中ドライバーの顔の向きや瞳の開閉状態をカメラでモニター。前方への注意力不足を検知した場合、警報音と警告表示で注意を喚起します。高速道路走行車両で32台導入しています。



(4) ドライバー異常時対応システム(EDSS)

ドライバーに異常が発生した場合、運転席と客席最前部に設置された非常ボタンにより、車両を緊急停止させる安全装置です。24台(乗合バス12台、特急・都市間高速12台)導入しています。



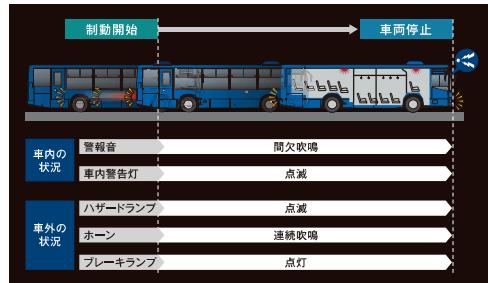
▲客席最前部非常ボタン



▲運転席非常ボタン



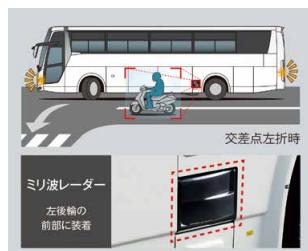
▲LEDテールランプ



▲ドライバー異常時対応システム

(5) アクティブ・サイドガード・アシスト(巻き込み防止センサー)

高精度ミリ波レーダーが広範囲にわたり自転車、バイク等を検知、左折巻き込み事故を防止します。
高速道路走行車両9台に導入しています。



●後付け型衝突防止補助装置(モービルアイ)の導入

モービルアイは、衝突防止補助装置で、車両のフロントガラスに取り付けたカメラが前方車両との距離やふらつき運転、歩行者との接近等、衝突の危険性を察知した場合に警告音と、アイコン表示で運転士に知らせます。ASV技術搭載車以外の高速道路走行車両24台に導入しています。



モービルアイ▶

●クラウド型デジタルタコグラフの導入

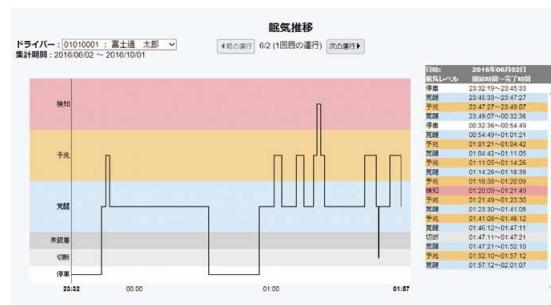
走行中の速度等の変化をグラフ化し、運転の状況・位置情報をリアルタイムに把握できるようになっています。これにより、運転士へのリアルタイムな運転指導が可能となり、事故防止に繋がります。都市間高速線26台に導入しています。

●眠気検知センサー(フィーリズム)の導入

ドライバーの脈波から眠気の傾向を察知し、瞬時にドライバーに通知するセンサーです。高速道路走行車両42台に導入しています。



▲フィーリズム



▲眠気記録表示

●シートベルト着用啓蒙

- (1) お客様へのシートベルト着用案内および目視による確認の徹底
- (2) 高速・貸切バスの各座席の網ポケットに「安全のしおり」を設置
- (3) シートベルト着用動画の作成・動画放送の実施(高速・貸切バス)
- (4) シートベルト着用啓蒙ヘッドカバーの装着(高速・貸切バス)



シートベルト着用啓蒙ヘッドカバー



安全のしおり

●その他安全装備

(1) ヘッドライトのLED化

夜間や雨天時の視認性向上により、事故防止に繋がります。消費電力を抑えながら、広範囲を照らす事ができます。これまでに導入した車両でLEDライトへの交換が可能な車両に順次導入しています。

ヘッドライトのLED化▶



(2) リヤタイヤ巻き込み防止カバー(低床バス)

左折時、後輪での巻き込み事故を防止するカバーです。一般路線低床バス73台に導入しています。

リヤタイヤ巻き込み防止カバー▶



(3) 車椅子用反転式スロープ板

簡単な操作で素早く設置でき、車椅子での乗降がより安全に行えます。一般路線低床バス53台に導入しています。

車椅子用反転式スロープ板▶



(4) ドライブレコーダー

走行記録を録画し、万一の事故や運転士の指導等に活用します。常時録画方式、6カメラ設置(車外4か所・車内2か所)。全車両に搭載が完了しています。



ドライブレコーダーを活用した運転士指導



ドライブレコーダー画面

(5) 3点式シートベルト

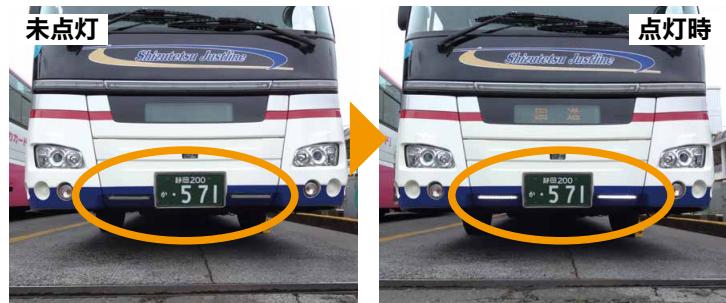
全座席に3点式シートベルトを設置した車両を高速道路走行車両で9台導入しています。



3点式シートベルト▶

(6) デイライト

他の自動車へ自車の存在、位置を知らせる事で事故防止に繋がります。



デイライト▶

(7) リヤLEDストップランプの増設

バス停で停車中に自車が停車していることを知らせる事で追突される事故防止につながります。



リヤLEDストップランプ▶

(8) 車内モニター(新規)

車内事故防止の為、車内モニター(2画面)を設置しました。
(2020年度導入車両より設置)
[効果]

車内ミラーでは確認が難しい後部座席付近を2画面モニターで映し出します。



車内モニター▶

●健康管理

- (1) スペシャルドック(人間ドック+脳ドック) 97名受診
- (2) 脳ドック 都市間高速線新規登用乗務員へ実施 2名受診
- (3) インフルエンザ予防接種 全従業員受診
- (4) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査 543名受診

8.

輸送の安全に関する教育の計画

1 運転士

区分	対象者	教育内容	受講回数(年)	受講人数
乗務年数別	1年未満	運転技能、接客接遇の確認	4回	32名
	2年未満	運転技能、接客接遇の確認	2回	22名
	10年、15年、20年	接客接遇の向上、死角教習 身体障がい者講師による車イス教習	4回	32名
年齢別	27歳未満	課題走行、接客接遇の向上教習 危険予知教習(ロールプレイング形式)	2回	29名
	60歳以上	技能確認訓練 (安全運転訓練車使用)	1回	79名
業種別	高速運転士 貸切運転士	初任教習 (中央研修所技能教習)	2回	15名
		雪上訓練	1回	11名
		高速道路走行訓練(迂回訓練)	32回	117名
全員	全運転士	危険予知教習 (ドライブレコーダーを用いた教習)	4回	597名
		重大事故振り返り教習	7回	
		運転士業務作業標準を用いた 運転操作及び接客教習	2回	
		指導運転士による運転技能教習	2回	
		適性診断中間教習	1回	
		適性診断後教習	1回	

2 その他(運転士以外)の社員

区分	対象者	教育内容	受講回数(年)	受講人数
職種	養成運転士	運転士業務作業標準を用いた基礎教習 自動車学校コースを用いた実技教習	12回	15名
	新任統括運行管理者	法令教習、統括運行管理者の実務教習	1回	3名
	運行管理者	法令改正説明、実務教習	2回	97名
	整備士	整備担当者法令研修(座学)	1回	30名
		整備担当者技術研修(実技)	1回	
		整備担当者技能研修(車検指定工場研修)	1回	26名
	本社管理部門	運輸安全マネジメント研修	1回	18名



指導運転士による運転技能教習



整備担当者法令研修



身体障がい者を招いての講習（マウスシールドとマスクを着用で講習）



運転業務作業標準を用いた運転操作及び接客接遇研修(ZOOM開催)

3 第3回静鉄バスドライバーズコンテスト

実施日:2020年9月21日(月)

会 場:静鉄自動車学校

目 的:運転士の運転技術・安全意識の向上とプロ意識の醸成



上位入賞者

●競技種目

1	始業点検	2	車椅子	3	隘路進入	4	直進障害
5	車庫入れ	6	方向転換 (タコツボ)	7	鋭角	8	幅寄せ

4 運転技能判定制度の導入(新規)

●導入の目的

運転技能と意欲の向上を図ることで、安全運行の実現を目的とする。

●制度内容

【ねらい】

バス運転士としての必要な運転技能レベルを可視化することで、客観的に自らの課題を把握することができ、その課題を日々改善していくことができる。

【概要】

乗務経験年数にあわせた「技能レベル」を3段階(5つのレベル)に分類しそれに応じた実技試験と筆記試験を実施(年2回)

等級	乗務経験	技能レベル
上級	15年以上	4
中級③	10年以上	3
中級②	4年以上	2
中級①	2年以上	1
初級	2年未満	

●技能判定レベル(例)

技能レベル1	
縦列駐車	リヤコーナーを意識している
鋭角	隘路でのタイヤ位置を理解し操作できる
方向変換	幅寄せと後退技術を持っている
幅寄せ	すれ違いや車庫内での幅寄せを理解し実践している
発車(直線路)	発車、停車時のショックがない操作を身につけている
接客対応	車いすの乗降方法と接客対応を実践している
緊急対応	車両故障、営業事故発生時に対応すべき行動を実践している

9.

輸送の安全に関する内部監査結果

安全管理の取り組みが効果的に実施されているかについて内部監査を実施しました。内容については下記のとおりであります。

〈 2021年2月25日実施 〉

1 監査部門と対象者

- (1) 被監査部門 安全運行統括部
- (2) 被監査対象者 安全運行統括部長・運行支援課長・運行保安課長

2 監査目的

安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性および安全管理体制の有効性の確認を監査により保証する。

3 監査結果

指摘事項はございません。

〈 2021年3月8日実施 〉

1 監査部門と対象者

- (1) 被監査部門 経営トップ・安全統括管理者
- (2) 被監査対象者 取締役社長・専務取締役

2 監査目的

経営トップ、安全統括管理者へのインタビューを通じて、輸送の安全に関する取り組み、経営管理部門への指示等を振り返る機会を形成する。

3 監査結果

指摘事項はございません。

10. 安全管理規程、安全統括管理者

1 安全管理規程

安全管理規程

2006(平成18)年10月1日改定
2009(平成21)年9月16日改定
2014(平成26)年5月1日改定
2015(平成27)年5月16日改定
2016(平成28)年6月1日改定
2019(平成31)年4月1日改定
2019(令和1)年12月16日改定

第1章：総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章：輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 1. 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
(1)輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
(2)輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
(3)計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
(4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
(5)輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 道路運送法第35条に規定する管理の受委託の実施にあっては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。
(1)会社全体の年間目標
(2)会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

- 第7条 1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
3. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第8条 1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。
(1) 安全統括管理者
(2) 運行管理者
(3) 整備管理者
(4) その他必要な責任者
2. 運行企画部長「バス事業の営業および管理担当」、安全運行統括部長「運行における管理、教育および車両整備担当」、総務部長「広報、財務を担当」、人事部長「採用および労務管理を担当」(以下「担当部部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、担当部部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第9条 1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
(3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責任と権限)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任と権限を有する。
(1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
(3) 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
(5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
(6) 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
(8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
(9) 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

- 第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

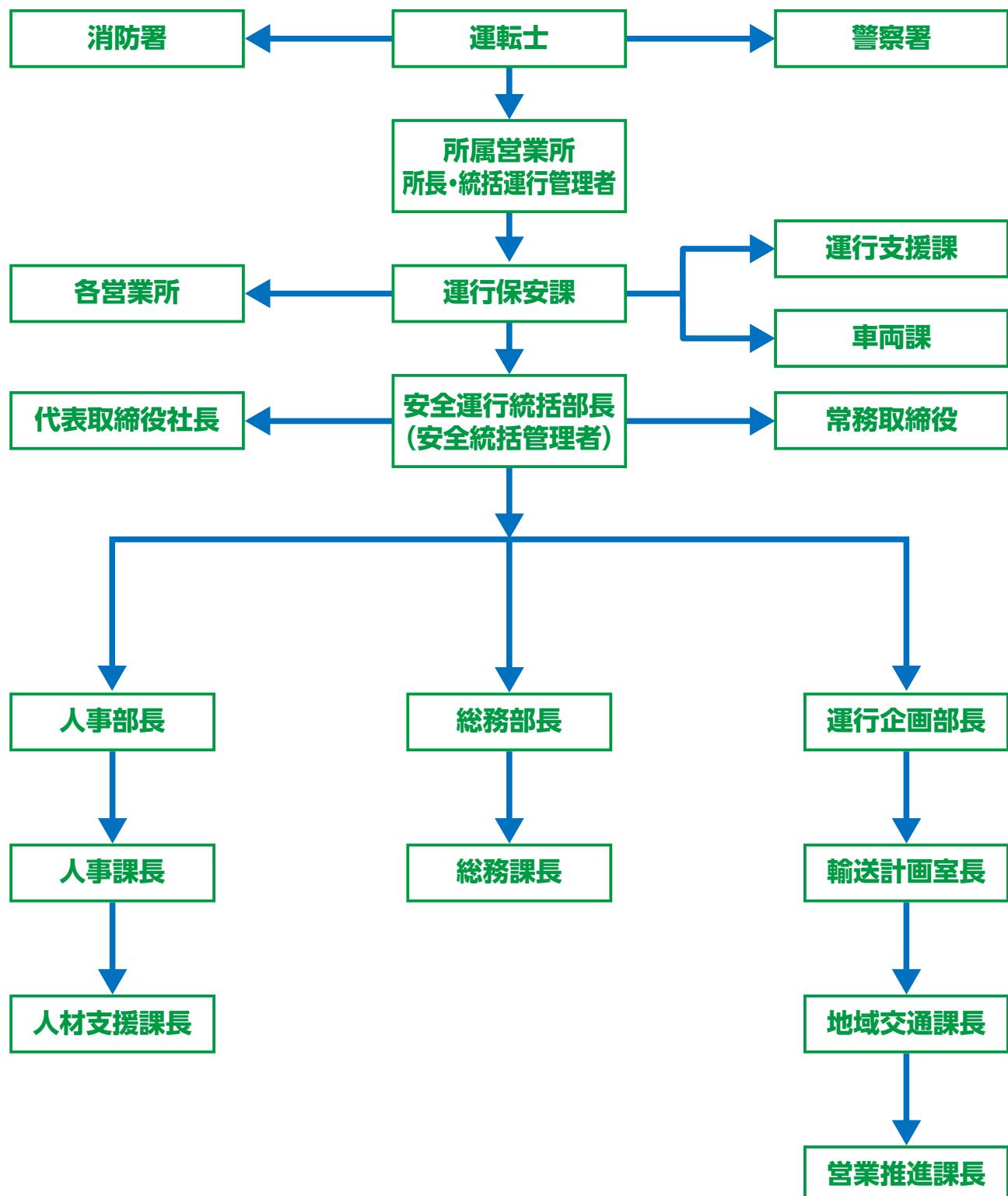
- 第12条 社長はじめ取締役と営業所や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

- (事故、災害等に関する報告連絡体制)
- 第13条 (1)事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則(総括編)総務17条非常事故災害措置規程とする。
 (2)事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
 (3)安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 (4)自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。
- (輸送の安全に関する教育および研修)
- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。
- (輸送の安全に関する内部監査)
- 第15条 (1)安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 (2)安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。
- (輸送の安全の確保のための業務の改善)
- 第16条 (1)安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
 (2)悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。
- (情報の公開)
- 第17条 1. 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
 (1)輸送の安全に関する基本的な方針
 (2)輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 (3)自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数および類型別の事故件数)
 (4)輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 (5)輸送の安全に関する重点施策
 (6)輸送の安全に関する計画
 (7)輸送の安全に関する予算等の実績額
 (8)事故、災害等に関する報告連絡体制
 (9)安全統括管理者、安全管理規程
 (10)輸送の安全に関する教育および研修の計画
 (11)輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
- (輸送の安全の確保に関する記録の管理等)
- 第18条 (1)本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。
 (2)輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 (3)前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

第5章:事業の管理の受委託に関する取扱い

- (適用する運行管理規定)
- 第19条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。
- (運行管理者に対する届出)
- 第20条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。
- (事故に対する報告等)
- 第21条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

11. 事故、災害等に関する報告連絡体制



12. その他

1 新型コロナウイルス感染予防対策について



運転席飛沫感染予防シート



プラズマクラスター



光触媒施工作業



ウインドバイザー

当社では、コロナウイルス感染予防対策として、全運転士へのハンドディアルコールの携行、車内消毒(全車両)、運転席への飛沫感染防止シートの設置(都市間高速線除く)、雨天時も窓を開けて換気出来るウインドバイザー(低床車両全車へ設置)、高速線乗車対応時のフェイスガード着用の他、2020年度導入車両からは従来の装備に加え、光触媒コーティングや、通常の3倍のイオンを発生させるプラズマクラスターイオン発生装置を装備しております。

●マナー啓発動画

高速線、特急線車両では車内音声と映像にてマスクの着用、咳エチケットのご協力をお願いしております。



車内放映画像

2 安全運行統括管理者

選任日:2021年1月1日

取締役安全統括部部長

安全運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条5項の規定に関する条件を満たしております。

3 事業者情報

●一般貸切旅客自動車運送事業について

許可年度	2002年度
許可条件	(1)一般貸切旅客自動車運送事業 (2)特定旅客自動車運送事業
営業区分	静岡県全域
営業所一覧	
営業所名称 (8営業所)	西久保営業所・鳥坂営業所・唐瀬営業所・小鹿営業所・丸子営業所・岡部営業所・相良営業所・浜岡営業所
休憩・仮眠所	同上
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会加入
セミナー受講	有り
届出運賃	公示運賃
安全管理規定	国土交通省へ届出有り

●貸切バス保有台数

大型	19台	中型	8台	小型	2台	計29台
----	-----	----	----	----	----	------

※西久保営業所(静岡市清水区)～浜岡営業所(御前崎市)の8営業所に貸切バスを配置しております。

●貸切バス事業者安全評価認定制度



公益社団法人日本バス協会より、安全に対する取り組みが優良な貸切バス事業者として「貸切バス事業者安全性認定制度」の最高ランク「三ツ星」認定を継続取得しております。

三ツ星 ★★★ (継続)

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】安全運行統括部 運行保安課
<https://www.justline.co.jp>